

法人税 R4 平成 29 年度税制改正対応版(Ver.17.10)の予定

平成 29 年度税制改正に対応した、法人税 R4 Ver.17.10 のリリース予定について、以下のとおりご連絡します。

当プログラムは、平成 29 年 4 月 1 日以後に終了する事業年度の法人税の申告に使用していただけます。

2017 年 3 月末をもって従来商品「INTER KX」・「応援シリーズ」のソフトウェアのサポートが終了となりました。

「INTER KX」・「応援シリーズ」をお使いのお客様は、「R4 シリーズ」への切り替えをお願いいたします。

以下の内容は変更される可能性があります。あらかじめご了承ください。

1. 発行プログラムと対象バージョン
2. リリース時期（予定）
3. 税制改正の内容
4. 税制改正の対応内容（予定）
5. 機能改善等の対応内容（予定）
6. フォルダー構成

1. 発行プログラムと対象バージョン

システム名	発行バージョン	バージョンアップの対象
法人税 R4	Ver. 17. 10	平成28年度版 (Ver. 16. 10以降)

※ライセンスが変更になります。17.1 用のライセンスが必要です。

※R4 シリーズのアプリケーションを初めてセットアップする際、E i ボードが自動でセットアップされます。

※ネットワーク環境でご利用の場合は、別途 [ネットワーク基本ライセンスサーバー版] および接続端末台数分の [ネットワーク基本ライセンス クライアント版] が必要です。アプリケーションは同時接続数ライセンス仕様となります。

2. リリース時期（予定）

2-1. E i ボードダウンロードマネージャーの公開（予定）

2017 年 5 月 24 日（水）

2-2. マイページのダウンロード公開（予定）

2017 年 5 月 24 日（水）

2-3. オプションの CD 保守契約 CD 送付開始予定日

インター-KX 法人税 R4 : 2017 年 5 月 31 日（水）

法人税顧問 R4 : 2017 年 5 月 31 日（水）

2-4. 法人税 R4 Ver.17.1 用の電子申告プログラムについて

法人税 R4 電子申告プログラム (Ver.17.1.e1) は、6月に公開する予定です。
ただし、現時点で国税電子申告・納税システム (e-Tax) より新帳票 (平成 29 年 4 月 1 日以後終了事業年度) の受付開始時期や仕様が公開されていないため、e-Tax の対応時期などは不明です。

2-5. Ver.17.1 用のコンバートプログラムの提供について

Ver.17.1 からのコンバート実行に対応した R4 コンバーターを 5 月下旬に公開する予定です。

コンバート対象バージョン、および対象データ

- ・旧製品 (InterKX 法人税/法人税顧問) の平成 28 年度版 (Ver.H28.2/H28.3) からのコンバートに対応します。
- ・なお、Ver.17.1 からコンバートを実行する場合は、同一 PC に法人税 R4 平成 28 年度版 (Ver.16.2/16.3) がセットアップされている必要があります。
- ・コンバート対象のデータは、平成 29 年 4 月 1 日以後終了事業年度の法人データです。

3. 税制改正の内容

平成 29 年度税制改正の主な内容は、次のとおりです。

3-1. 研究開発税制の見直し

研究開発投資に係る政府目標の達成に向け、研究開発税制が抜本的に見直されました。
平成 29 年 4 月 1 日以後開始事業年度より適用となります。

(1) 総額型の税額控除率の見直し

総額型について、企業の研究開発投資の一定割合を単純に減税する形となっている構造を見直し、試験研究費の増減に応じた税額控除率とされました。

【総額型】

	改正前	改正後
税額控除率	8~10% (中小法人: 12%)	試験研究費の増減に応じ、6%~10%(原則) (中小法人: 12%(原則)) ※2年間の時限措置として、税額控除率の上限は14%(中小法人は17%)とする。
控除限度額	法人税額の25% (一般試験研究費)	法人税額の25%(一般試験研究費) ※2年間の時限措置として、次の措置が講じられました(高水準型との選択)。 ①中小法人で試験研究費の増加割合が5%を超える場合は、当期の法人税額の10%を上乗せする。 ②試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合は、10%を上限に上乗せする(中小企業は①との選択)

上記見直しに伴い、「増加型」に係る税額控除は廃止となり、「高水準型」の適用期限が2年延長されました。

(2) 試験研究費へのサービス開発の追加

研究開発税制の対象に、ビッグデータ等を活用した「第4次産業革命型」のサービス開発が追加されました。

- ・センサー等による自動的なデータの収集
- ・専門家による情報解析技術を用いた分析
- ・新たなサービスの開発

(3) オープンイノベーション型の運用改善

共同研究・委託研究等のオープンイノベーション型の利用促進を図るため、対象費目の拡大や手続きの簡素化など、要件が緩和されました。

3-2. 所得拡大促進税制の見直し

- ・大企業については、前年度比2%以上の賃上げを行う企業に支援を重点化した上で、給与支給総額の前年度からの増加額への支援が拡充されました（前年度からの増加分について12%）。
- ・中小企業については、改正前の制度を維持しつつ、前年度比2%以上の賃上げを行う企業について、給与支給総額の前年度からの増加額への支援が大幅に拡充されました（前年度からの増加分について22%）。

平成29年4月1日以後開始事業年度より適用となります。

	改正前	改正後
大企業	【要件】 ①給与等支給総額：平成24年度から一定割合以上増加 ②給与等支給総額：前事業年度以上 ③平均給与等支給額：前事業年度を上回る 【税額控除】 給与等支給総額の24年度からの増加額の10%	【要件】 ①②変更なし ③平均給与等支給額：前年度比2%以上増の要件に変更 【税額控除】 給与等支給総額の24年度からの増加額に対する10%の税額控除に加え、前年度からの増加額について、2%の税額控除を上乗せ →合計12%
中小企業		【要件】 変更なし 【税額控除】 給与等支給総額の24年度からの増加額に対する10%の税額控除に加え、平均給与等支給額が前年度比2%以上増の場合は、給与等支給総額の前年度からの増加額について、12%の税額控除を上乗せ →合計22%

3-3. コーポレートガバナンス改革・事業再編の環境整備

(1) 法人税の申告期限の見直し

法人税の申告期限が、事業年度終了から最大6ヶ月後まで延長可能となりました（改正前は最大3ヶ月後まで）。

平成29年4月1日より申請可能となります。

(2) 役員給与に係る税制の整備

株価や中長期的な業績を反映した役員給与制度による経営者へのインセンティブ付与のための環境整備として、役員給与の損金算入対象が拡大（株価連動給与等）されました。一部を除き、平成 29 年 4 月 1 日以後に支給等に係る決議をする給与について適用されます。

(3) 組織再編税制の見直し

組織再編税制が見直され、特定の事業を切り離して独立した会社を作る際の「資産の譲渡」や「株式の分配」を非課税にする、スピノフ税制が導入されることになりました。一部を除き、平成 29 年 4 月 1 日以後に行われる組織再編成について適用されます。

3-4. 中堅・中小企業の支援

(1) 地域経済を牽引する企業向けの投資促進税制の創設

地域経済を牽引する中核企業等が、地域経済に波及効果のある新たな事業に挑戦するために行う設備投資について、特別償却又は税額控除できる制度（地域中核企業向け設備投資促進税制）が新設されました。

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から、平成 31 年 3 月 31 日までの間に取得等をして地域経済牽引事業の用に供する施設・設備について適用されます。

適用要件		
青色申告法人の場合で、特定地域経済牽引事業施設等(※)を構成する資産として購入する機械装置、器具備品、建物、建物附属設備、構築物		
特定地域経済牽引事業施設等(※)： 承認されたその法人の「特定承認地域中核事業計画」に定められた施設・設備で、取得価額が合計 2000 万円以上のもの		
措置の内容		
対象設備	特別償却	税額控除 (法人税額の 20%を限度)
機械装置・器具備品	取得価額の 40%	取得価額の 4%
建物等・構築物	取得価額の 20%	取得価額の 2%

対象資産の上限は、取得価額の合計 100 億円

(2) 中小企業投資促進税制等の拡充等

・従来の「中小企業投資促進税制」の上乗せ措置（生産性向上設備の即時償却などの制度）を改組し、「中小企業経営強化税制」として新設されました。

また、対象設備を拡充し、器具備品・建物附属設備が追加されました（適用期限は 2 年間）。平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に取得等をして事業の用に供する設備について適用します。

・「中小企業投資促進税制」、「商業・サービス業・農林水産業活性化税制」の適用期限が 2 年延長されました。

(3) 法人税の軽減税率の延長

中小法人の法人税率の時限的な軽減措置（年間 800 万円以下の所得金額に対する税率：15%）の適用期限が 2 年延長されました。

3-5. 地方拠点強化税制の拡充

(1) オフィス等に係る税額控除の現行水準の延長

オフィスに係る建物等の取得価額に対する税額控除率は、これまでの水準（移転型 7%・拡充型 4%）が維持されることとなりました。

(2) 雇用促進税制の特例の拡充等

特定業務施設における前期比雇用増のうち、無期・フルタイムの新規雇用者については拡充型、移転型ともに現行の税額控除額に一人当たり 10 万円を上乗せし、新規の非正規雇用者の比率が全国平均（40%）を超える場合、超過した非正規雇用者の税額控除額は一人当たり 10 万円減額とされました。

平成 29 年 4 月 1 日以後開始事業年度より適用となります。

(3) 移転型事業の要件緩和

「特定業務施設での増加従業員の過半数が東京 23 区からの転勤者であるとの要件」を緩和し、東京 23 区における従業員の減少人数に応じて、特定業務施設での新規雇用者を東京 23 区からの転勤者に含めることができることに改められました。

3-6. 災害に関する措置の常設化

(1) 災害損失の繰戻しによる法人税額及び地方法人税額の還付

災害欠損事業年度(※)において生じた災害損失欠損金額がある場合には、還付所得事業年度(※)の法人税額のうち、災害損失欠損金額に対応する部分の金額について、還付を請求することができることとされました。

また、災害損失の繰戻しによる法人税額の還付が行われる場合には、地方法人税の還付金の額に相当する金額として、法人税の還付金の額の 4.4%に相当する金額が併せて還付されることとされました。

平成 29 年 4 月 1 日から施行されます。

- ・ 災害欠損事業年度(※)：
災害があった日から 1 年を経過する日までの間に終了する事業年度、又は災害があった日から 6 ヶ月を経過する日までの間に終了する中間期間
- ・ 還付所得事業年度(※)：
災害欠損事業年度開始の日前 1 年（青色申告書である場合は前 2 年）以内に開始した事業年度

(2) 仮決算の中間申告による所得税額の還付

災害があった日から 6 ヶ月を経過する日までの間に終了する中間期間において生じた災害損失金額がある場合には、仮決算の中間申告において、その中間期間において課される所得税額（復興特別所得税額を含む）で、その中間期間の法人税額から控除しきれなかった金額（災害損失金額を限度）を還付されることとされました。

前年度実績の税額が 10 万円以下の法人税の中間申告を要しない場合でも、この制度による仮決算の中間申告は可能です。

平成 29 年 4 月 1 日から施行されます。

(3) 特定非常災害に関する特別措置

- ・ 特定非常災害(※)発生日から翌日以後 5 年を経過する日までの期間内に、被災代替資産等の取得等をして事業の用に供した場合には、特別償却をすることができることとされました。
- ・ 収用等又は特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例について、特定非常災害に基因するやむを得ない事情により指定期間内に代替資産の取得が困難となった場合には、一定の要件の下にその期間を 2 年以内の範囲で延長することができることとされました。
- ・ 特定非常災害(※)：
東日本大震災後の災害では、平成 28 年熊本地震が該当します（平成 29 年 3 月現在）

4. 税制改正の対応内容（予定）

平成 29 年 4 月 1 日以後終了事業年度の法人が対象になります。

※Ver. 17.1 での対応別表につきましては別途ご案内します。

4-1. 削除帳票

不要となりました削除予定の帳票は次のとおりです。

別表六（五の二）	外国税額の控除に関する明細書
復興特別法人税別表一	復興特別法人税申告書
復興特別法人税別表二	復興特別所得税額の控除に関する明細書
復興特別法人税別表三	外国税額の控除に関する明細書

4-2. 地方税 第六号様式の税率等

都道府県民税の事業税税率、法人税割税率、均等割税額を、平成 29 年 5 月 1 日現在確認されている税率（税額）に変更します。

5. 機能改善等の対応内容（予定）

予定している機能改善等は次のとおりです。

5-1. 適用額明細書 入力に関する機能改善

適用額明細書の条項一覧画面の動作について、次の改善を行います。

(1) 初期値の選択欄オン状態の廃止

条項一覧画面起動時に、初期値として先頭行の条項の「選択」欄のチェックがオンになる動作を廃止します（起動時の初期表示は未選択状態）。

(2) 選択欄の複数指定の対応

一度に複数の条項を選択できるように対応します。

5-2. 管理帳票 均等割額（都道府県民税分）の翌期予定納付額の見直し

(1) 納税一覧表 東京都(特別区あり)分の計算の変更

都道府県民税の均等割の翌期予定納付額は、都道府県ごとの「第六号様式(18)の左欄の額×6/12」を集計して算出しますが、特別区に事業所を有する東京都分については、第六号様式別表四の三から計算するように変更します。

(2) 事業税・都道府県民税の内訳明細書 東京都(特別区あり)の計算の変更

特別区に事業所を有する東京都について、都道府県民税の均等割の翌期予定納付額の計算を変更します（前述の納税一覧表と同様の計算方法です）。

対応背景（市場要望内容）：

東京都の特別区に複数事業所がある場合、現在の計算方法では区数が加味されない。その場合、納税一覧表の金額を見直すために、第六号様式(18)の左欄の額を上書きしなければならない。

5-3. 税務署用紙への印刷 印字位置調整値の引継の対応

税務署用紙への印刷画面で、前年度プログラム（平成 28 年度版）で設定した印字位置の調整値を、引き継ぐように対応します。

5-4. 第六号様式別表十一 (9)(11)の計算の変更

解散・清算で使用する第六号様式別表十一で、「(9) (7)の金額等を控除した後の所得」「(11) (4)、(8)又は(9)のうち最も少ない金額」は、外形標準課税対象法人の場合も計算を行うように変更します。

対応背景：

外形標準課税対象法人で第六号様式別表五の二の提出をしないケースのときに、転記先となる第六号様式の「(73) 繰越欠損金額等若しくは災害損失金額又は債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額」の計算が合わなくなる現象が発生していました。

5-5. 第二十号様式 税率選択画面の税率表示の問題に対応

第二十号様式の<税率選択>で、税率表示が名古屋市など小数点 3 桁の税率でも、小数点 2 桁までしか表示されない（小数点第 3 位が切上表示される）問題に対応します。

なお、税率選択画面の税率表示のみの問題で、第二十号様式には正しい税率で設定されています（申告書には問題は発生しません）。

5-6. データ選択画面 ソート条件保持の対応

データ選択画面で、法人名や期首・期末年月日などでソートした条件を、次回起動時に保持するように対応します。

5-7. 一括印刷 表紙レイアウトの見直し

一括印刷から印刷できる表紙のタイトル文字や事業年度など、レイアウトを財務 R4 の決算報告書に合わせるよう見直します。

5-8. 減価償却システムとの連動 連動アプリケーションの並び順の改善

データ選択画面の連動アプリケーションの選択肢の並び順を、先頭が R4 シリーズの減価償却になるように対応します。

また同一アプリケーションが複数バージョン表示される場合は、バージョンが新しい順（降順）に並ぶように対応します。

5-9. メニューのカスタマイズ 詳細表示設定の引継の対応

メニューのカスタマイズ画面で、前年度プログラム（平成 28 年度版）で「詳細表示：する」と設定したとき、初期状態（詳細表示：しない）に戻さずに、設定値を引き継ぐように対応します。

6. フォルダー構成

■データベース

¥

└ R4_RDB データベース格納フォルダー

└ hojin_4..... 法人税 R4 平成 29 年度 データフォルダー

■プログラム

¥

└ Program Files (64bitOS は Program Files(x86))

└ Epson

└ R4

└hojin_4..... 法人税 R4 平成 29 年度 プログラム格納フォルダー

以上、よろしくお願ひいたします。